

「楽しい遊び場」構想基本計画策定

基本方針に基づく
遊び場等について

基本方針に基づく遊び場等について

○市内の既存の遊び場の活用方策等

①公園139箇所(市が所有)

②民間管理の緑地3箇所

③児童センター6箇所

④廃園の幼稚園3箇所+保育園4箇所

うち、5箇所は「つどいの広場・学童クラブ等」

として活用＝活用のない施設2箇所

上記、①～④は今後、遊び場等として有効活用が求められる ⇒ すべての箇所の遊具整備等は困難

基本方針に基づく遊び場等について

○市内の既存の遊び場の活用方策等

1. 中長期的な展望策 ⇒

地域の実情等を踏まえた、場の選定や改修等の整備計画を今後、施設所管課と連携しながら進めしていく。

2. 少子化等を踏まえた短期集中的策 ⇒

ニーズに対応した、核となる場に設置する「楽しい遊び場」の実現が急務である。

基本方針に基づく遊び場等について

1. 「楽しい遊び場」の対象児童等(対象年齢)

○キーワード

- (1) 小さな子どもたち
- (2) 自由に、楽しく、何度も
- (3) 子どもたちが元気になる
- (4) 思い出に残る年齢期
- (5) 主に親子や兄妹で遊ぶ年齢期
- (6) 親子のふれあいが大事な乳幼児期
- (7) 脳の発育は8歳までに約90%が形成

上記から、「楽しい遊び場」の対象児童等とは…

基本方針に基づく遊び場等について

2. 「楽しい遊び場」の考え方(候補地等)

○キーワード

- (1) 安心で安全
- (2) 天候に左右されない
- (3) 駐車場が十分にある
- (4) 子どもたちが元気になる
- (5) 魅力的で思い出に残る

上記から、「楽しい遊び場」の想定場所とは…